

漁業法第 31 条に基づく「くろまぐろ（大型魚）」の漁獲量等の公表について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 31 条に基づき、本県の知事管理区分における漁獲量等を公表します。

令和 8 年 1 月 28 日

富山県知事 新田 八朗



- 1 特定水産資源の種類
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚
- 2 管理期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
- 3 対象となる知事管理区分及び期間
1 の特定水産資源に係る全ての知事管理区分
令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
- 4 知事管理区分の知事管理漁獲可能量に対する漁獲量の総量の割合
92 パーセント（A/B）
漁獲量 32.91 トン（A）
知事管理漁獲可能量 35.80 トン（B）